

出席停止となる学校感染症について

学校感染症は、集団発生のおそれがある疾病であり、集団生活をする学校において予防すべき感染症として感染症の種類と出席停止期間、対応が法に定められている(学校保健安全法施行規則第18条)。

学校を休んでも欠席にならず「出席停止」の扱いとなります。

◇学校感染症の種類と出席停止の期間の基準

	疾病名	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎【ポリオ】、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1 型)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後(解熱薬を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にある)1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹【はしか】	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎【おたふくかぜ】	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん【三日はしか】	発しんが消失するまで
	水痘【みずぼうそう】	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱【プール熱】	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他* ※その他としてよくある疾病 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(ノロ・ロタウイルス)、ヘルパンギーナなど	医師が感染のおそれがないと認めるまで (医師の判断により必要があれば出席停止)

* 医療機関を受診した際に、いつから登校できるかなどを医師に必ず確認してください。